

まちなか道の駅による地域活性化のための 基盤整備検討調査業務委託提案公募要領

1. 提案公募の目的

本町では、令和6年3月に持続可能な町の実現に向け、まちの魅力や利便性向上を図り、計画的で一体的な整備や広域連携による機能補完を行い、人口維持・増加を目指すため「土庄町立地適正化計画」を策定している。また、令和7年2月に「土庄町アイランドタウン創生プラン・基本構想」を策定し、土庄町中心部（本町地区・湊崎地区）の今後の整備や利活用の方針の検討を進めている。

昨年度の調査業務では、まちの再生事業との位置づけのもと、旧庁舎・旧湊崎小学校・中央公民館の3施設を対象に、サウンディング調査等による民間事業者との対話を行い、官民連携事業手法・スキームについて調査・検討を実施した。

本公募は、まちなか道の駅の整備に向けて、本町の財政状況を踏まえた限られたコストの中、民間の活動をより創発する整備が求められる。その中で、昨年度の調査結果を踏まえ、民間事業者との継続的な対話も踏まえながら、従来手法として整備する場合での投資コストも加味した建築計画や整備効果の検討精査、それらを踏まえた民間活力の導入可能性の把握が必要であり、それらを調査・検討するに当たり、当該業務を委託する事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 まちなか道の駅による地域活性化のための基盤整備検討調査業務委託
- (2) 業務内容 まちなか道の駅による地域活性化のための基盤整備検討調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月26日（金）まで
- (4) 提案上限額 18,183,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
この金額を超える提案は無効とする。

3. 参加資格

この公募要領による手続き（以下「手続」という。）に参加できるものは、参加表明書提出期限（令和8年7月13日（月））において、次に掲げる要件を満たしている単独企業又は共同企業体とする。

- (1) 単体企業及び共同企業体構成員に共通する参加要件
単体企業及び共同企業体構成員にあつては、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - (i) 本業務の仕様書の内容を適切かつ確実に実行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有すること。
 - (ii) 参加表明書提出期限日から契約締結日までの間に、土庄町建設工事指名停止等措置要

領（平成7年土庄町告示第1号）による指名停止期間中の者でないこと。

(iii) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。

(iv) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

(v) 国、香川県及び土庄町税の滞納がないこと。

(vi) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 単独企業に関する参加要件

単独企業にあつては、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(i) 参加表明書提出日現在、香川県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(ii) 国又は地方公共団体等が発注した公共施設等に係る、官民連携手法導入可能性について調査及び検討した業務の実績（元請けとして完了した過去5年以内の実績であること。）を有すること。

(3) 共同企業体に関する参加要件

(i) 共同企業体の代表者は、県内企業・県外企業を問わない。ただし、共同企業体の構成員の少なくとも1者は、参加表明書提出日現在、香川県内に本店を有すること。

(ii) 共同企業体の代表者又は構成員は、国又は地方公共団体等が発注した公共施設等に係る、官民連携手法導入可能性について調査及び検討した業務の実績（元請けとして完了した過去5年以内の実績であること。）を有すること。

(iii) 結成方法は自主結成であること。

(iv) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単独で本プロポーザルに参加しない者であること。

業者選定スケジュール（予定）

内 容	日 時
本提案公募の公表	令和8年7月6日（月）
参加表明書等の提出期間	令和8年7月6日（月）～7月13日（月）正午まで
参加資格審査結果の通知	令和8年7月17日（金）午後 メールにて通知する。
提案公募に関する質問受付期間	令和8年7月6日（月）～7月17日（金）正午まで
質問に対する回答の公表日	令和8年7月21日（火）土庄町HPにて公開
企画提案書等の提出期間	令和8年7月21日（火）～27日（月）午後5時まで
提案内容審査・ヒアリング	令和8年8月3日（月）予定
事業者の決定及び選定結果の通知	令和8年8月5日（水）予定
契約の締結	令和8年8月10日（月）予定

※選定スケジュールについては、変更となる場合がございます。

4. 提案公募関係資料の交付

（1）交付資料

- ア 提案公募要領
- イ 仕様書
- ウ 申請関係様式
 - ・参加表明書（様式第1号）
 - ・会社概要書（様式第2号）
 - ・誓約書（様式第3号）
 - ・質問書（様式第4号）
 - ・業務実績書（様式第5号）
 - ・見積書（様式第6号）

（2）交付方法

土庄町ホームページ上からのダウンロードによる。

【掲載URL】 <https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/soshiki/somu/kanzai/3731.html>

5. 参加表明書の提出等

（1）提出方法

本公募要領に基づく企画提案書の提出を希望する者は、（5）の提出先にメール又は直接持参すること。

※メールで提出する場合は、メール送信後、受信確認のため、送信した旨を質問受付期間中（町役場閉庁日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）に電話連絡すること。

また、データ送信の場合はPDFにして送信すること。

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

※共同企業体の構成員ごとに作成すること。

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 国、香川県及び土庄町税に滞納がないことを証明するもの（納税証明書等）

※共同企業体の場合は構成員全員分/証明年月日が3か月以内のもの/写し可

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期限

令和8年7月6日（月）～7月13日（月）正午まで

(5) 提出先

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400-2

土庄町 総務課

電話番号：0879-62-7000

メールアドレス：soumu@town.tonosho.lg.jp

(6) 企画提案者の選定

参加資格の有無を、令和8年7月17日（金）午後（時間未定）に担当者連絡先のメールアドレスへ通知する。

6. 提案等に関する質問

(1) 受付方法

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、令和8年7月17日（金）正午までに質問書（様式第4号）を（2）に記載するメールアドレスに送付すること。

※メール送信後、受信確認のため、送信した旨を質問受付期間中（町役場閉庁日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）に電話連絡すること。

(2) 送付先

土庄町 総務課

電話番号：0879-62-7000

メールアドレス：soumu@town.tonosho.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問受付期間終了後、質問内容及びこれに対する回答の全件を令和8年7月21日（火）から企画提案書等の提出期限までの間、4の（2）に示すURL先にて公開する。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、企画提案書を提出しなければならない。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出方法

企画提案書の提出者として選定された者は、次の提出書類を（3）の提出場所に持参すること。

ア 企画書（任意様式）

(i) 企画提案内容

仕様書に示す業務内容を満たした上で、9.「選定評価基準」に掲載の審査項目に留意した企画提案を示すこと。

(ii) 書式 A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由

(iii) 部数 7部（正本1部、副本6部）

(iv) 留意事項

企画提案書の記述はできるだけ平易な表現（図表等を含む。）とすること。

イ 業務実績書（様式第5号）

(i) 内容

これまでに、国又は地方公共団体から受注した業務について記載する。

(ii) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

(iii) 留意事項

過去5年以内に受注した、国又は地方公共団体等が発注した公共施設等に係る、官民連携手法導入可能性について調査及び検討した業務を記載し、提出に際し、記載した業務の契約書等、業務実績が客観的に把握できる書類の写しを提出すること。（2業務まで）

ウ 見積書（様式第6号）

(i) 内容 見積書には総額（税抜）を記載する。

(ii) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

(iii) 留意事項

見積書への押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印の無い見積書を提出する場合は、見積書の記載欄に、責任者（事務を担当する部門の長）の部署名及び氏名並びに担当者（事務を担当する部門の者）の部署名及び氏名をフルネームで記載し、連絡先として電話番号を記載する。なお、この記載がなく、押印もない場合は無効となる。また、押印の有無に関わらず、いずれの方法であっても金額の訂正は認められない。

(2) 提出期間 令和8年7月21日（火）～27日（月）午後5時まで（町役場閉庁日は除く）

(3) 提出場所

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400-2
土庄町 総務課

(4) その他

- ア 企画提案は、1者につき1提案に限り、複数の提案があった場合には当該提案者の企画提案をすべて失格とする。(提出後はいかなる理由があっても再提出は認めない。)
- イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ウ 企画内容は、提案者が確実に実施できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。
- エ 企画提案書等には、提案者が特定できないよう企業名等を記載しないこと。

8. 審査・ヒアリング

審査委員会は、提出された企画提案書の提案内容について、ヒアリング（提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答）を行い、9に掲げる選定評価基準及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(1) 実施日

令和8年8月3日（月）予定

時間帯等については、企画提案者に後日通知します。

(2) 方法

プレゼンテーション及びヒアリングをオンラインにより実施します。

(3) 時間配分

プレゼンテーション20分、質疑応答10分

(4) その他

参加者が1者の場合においても審査を実施する。

審査順序は、参加表明書の受付順とする。

9. 選定評価基準

企画提案書等の審査における選定基準は、以下のとおりとする。

なお、提案公募参加者が1者のみであっても、評価対象とする。

大項目	審査項目	審査視点	配点	
1	提案内容	業務方針	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の目的を理解しているか ・調査に必要な地域情報への効果的なアクセスや自社のネットワークを生かした提案がなされているか ・地域住民からの意見徴取について具体的かつ実現可能な提案がなされているか ・民間意向の調査について業務経験・背景を踏まえ有効な提案がなされているか ・本業務の遂行に当り、有効な手法が提案されているか 	50点
		スケジュール	・実現可能で無理のないスケジュールか	10点
		事業の進め方	・次年度以降の事業の進め方について具体的な提案がなされているか	10点
2	業務遂行能力	業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を円滑に進められる業務体制か ・業務担当者が対象エリアに精通し、業務に必要な情報・知識を有しているか 	15点
	業務実績	・過去に同種又は類似の委託業務を実施しているか。	10点	
3	見積金額	点数 = $5 \times (\text{応募中の最低価格} / \text{応募者の提案価格})$	5点	
			合計	100点

事業者の選定及び結果の通知

(1) 事業者の選定

上記の評価基準等に沿って審査、評価し、総得点の6割以上を獲得した事業者の中から最高得点の業者を優先交渉権者として選定する。

なお、審査は非公開とする。

(2) 通知

選定結果については、全ての事業者に文書にて通知する。

(3) 選定にあたっての留意事項

応募者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その者を選定の対象から外し、

若しくは選定を取り消し、選定結果が次点のものから順に繰り上げて契約交渉の相手とする。

- ア 選定手続き業務に従事する職員又は関係者に対し、本件提案について不正に接触する行為、その他公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- イ 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合
- オ 参加資格を満たしていないことが判明した場合
- カ 参加者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合
- キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、参加者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合
- ク 契約締結日までに指名停止となった場合

10. 契約

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約保証金

要する。(ただし、土庄町契約規則第23条各号に該当する場合は、免除する。)

(3) 支払条件

完了払いとし、本業務の完了検査合格後、適正な請求を受けた日から30日以内に支払う。

11. 提案公募に関する留意事項

- (1) 優先交渉権者と町は仕様書及び提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により委託契約を締結する。

なお、合意に達しない場合は、評価点の高い者から順次協議を行い、合意に達した時はその者と契約を締結する。

- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び国際単位系(SI)による。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者の選定及び企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書のうち、特定された企画提案書は、特定後、一定の期間、評価結果とともに公開することがある。なお、特定されなかった企画提案書についても公開

することがある。

非公開を求める場合は、その旨を企画提案書に記載すること。この場合、企画提案書は公開しないが、「非公開を希望した旨」を公開する。ただし、公正性、透明性、客観性を期する必要がある場合はこの限りではない。

- (7) 企画提案書作成のために町から受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- (8) 参加表明者及び企画提案者が1者のみの場合においても、審査において最高総得点の6割以上を獲得した場合に、当該企画提案者を優先交渉権者とする。
- (9) 本提案公募参加表明において、やむを得ない事情により、本公募を辞退する必要がある場合は、辞退届（様式第7号）に辞退理由を明記し、町に提出すること。

12. 問合せ先

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400-2

担当部署：土庄町 総務課

担当者：山本、濱口

T E L : 0 8 7 9 - 6 2 - 7 0 0 0 F A X : 0 8 7 9 - 6 2 - 4 0 0 0

M a i l : soumu@town.tonosho.lg.jp